

新型コロナウイルス感染症に伴う生活を支えるための支援のご案内 (令和3年3月1日現在)

住居確保給付金	収入減により家賃を払えない人に、家賃の支援	社会福祉課 ☎ 0078
緊急小口資金特例貸付	収入減により生活が苦しい人に、必要な生活費用などの貸付	市社会福祉協議会 ☎ 3500
食料支援 (フードバンク)	食べ物が無い人に、最大2週間分の食料の支援	社会福祉課 ☎ 0070 市社会福祉協議会 ☎ 3500
生活困窮者自立支援制度	生活に困窮する人に、一人一人の状況に合わせた包括的な支援	社会福祉課 ☎ 0078 市社会福祉協議会 ☎ 3500
外国の人が生活に困ったとき When a foreign person is having life struggles.	外国の人が困って相談をしたいとき When a foreign person is troubled and wants consultation.	外国人在留支援センター FRESC Help Desk ☎ 0120 (76) 2029

結婚に伴い市内で同居を開始する新婚さんの住居費の一部を助成する「牧之原市新婚さん住む住む助成制度」のうち、「牧之原市結婚新生活支援助成金」の要件が4月から一部変更となります。利用および申請にあたっては、事前に情報交流課へ相談してください。

結婚新生活支援助成金 (拡充)

対象制度	所得要件	年齢要件	助成額
新制度	400万円未満	夫婦共に39歳以下	上限60万円 (夫婦の年齢による)
旧制度	340万円未満	夫婦共に34歳以下	上限30万円

市内のアパートなどの住居へお住まいになる新婚のご夫婦に対して、住居の初期費用や家賃などの一部を助成します。

■対象者

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出したご夫婦

■条件

- ▶ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ▶ 夫婦の年間所得の合計が400万円未満であること
- ▶ 対象となる住宅が市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住居にあること
- ▶ 令和3年1月1日以降に結婚に伴い入居する住宅 (アパートなど) の賃貸借または購入によるものであること
- ▶ 牧之原市税などに滞納がないこと
- ▶ 5年以上市内に定住する意思があること
- ▶ しあわせ新婚さん家賃助成金や子育て家族定住奨励金などの補助を受けていないこと
- ▶ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

■助成金額

▶ 29歳以下のご夫婦の場合 = 上限60万円 ▶ 39歳以下のご夫婦の場合 = 上限30万円

■申請方法

交付申請書に必要な書類を添付し、令和4年3月31日までに情報交流課に提出する。

■その他

家賃助成制度や住宅取得の奨励金などもありますので、詳しくは情報交流課にお問い合わせください。

助成

市内で同居を開始する新婚さんの新生活を応援！
「牧之原市結婚新生活支援助成金」の要件が緩和されます

問い合わせ 情報交流課 森恰也 ☎ (23) 0040

助成

ドックの受診費用の一部を助成します
令和3年度 国保・長寿人間ドック助成制度のご案内
 問い合わせ 国保年金課 三橋麻衣 ☎ (23) 0023

牧之原市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の人で、次の条件を満たす人に対して、人間ドックなどの受診費用の一部を助成します。
 この助成制度は、令和3年度に受診する人間ドックが対象です。

助成の対象となる人 (全ての条件を満たすことが必要)

- 〔国保人間ドック〕
- ① 牧之原市国保に加入中で、令和3年4月1日現在20歳以上の人
 - ② 人間ドック受診日時時点で、国保の加入期間が継続して1年以上ある人
 - ③ 国民健康保険税を滞納していない世帯
- 〔長寿人間ドック〕
- ① 後期高齢者医療保険に加入中の
 - ② 助成申請日から人間ドック受診日現在まで継続して市内に在住している人
 - ③ 後期高齢者医療保険料を滞納していない人

助成の対象機関

- 〔A〕榛原総合病院 健診センター
 〔B〕聖隷 健康診断センター (浜松市住吉)
 〔C〕総合健診センター ヘルスポー
 健康サポートセンター (浜松市三方原)
 Shizuoka (静岡市)
 ト (藤枝市)

動物

注射は大切なルールです
忘れないで！ 狂犬病予防注射

問い合わせ 環境課 増田るみ子 ☎ (53) 2609

年1回の飼い犬への予防注射は、法律で義務付けられています。令和3年度の狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。飼い主の皆さんは、お近くの動物病院に事前に空き状況などを確認し、密集を避けながら、予防注射を受けるようご協力をお願いします。

持ち物

- ① 予防注射の案内はがき (登録のある犬の飼い主に送付されます)
- ② 愛犬手帳
- ③ 料金3500円 (注射料金2950円、注射済票交付手数料550円)

なお、令和3年度狂犬病予防注射の実施期間が、4月〜12月未までに延長されました。期限内に接種をするようお願いいたします。病気や高齢などの理由により、予防注射を打てないと獣医師に診断された場合は、獣医師に狂犬病予防接種予証を発行してもらい、環境課に届け出てください。猶予証が発行

＊新しく犬を飼い始めた人は、30日以内に登録が必要です。登録料3千円を持参し、環境課 (相良庁舎1階) または市民課 (榛原庁舎2階) 窓口申請してください。
 ＊生後90日未満の犬は登録できません。90日経過後に申請をしてください。

